

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和2年（2020年）1月16日（諮問第204号）

答申日：令和3年（2021年）1月20日（答申情第164号）

事案名：社会医療法人の社員名簿の部分開示決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、社会医療法人の社員名簿について、令和元年（2019年）12月5日に行った部分開示決定は妥当である。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和元年（2019年）11月28日、開示請求者は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「社会医療法人〇〇〇〇（〇〇〇〇。以下「本件社会医療法人」という。）の社員名簿」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 令和元年（2019年）12月5日、実施機関は、本件開示請求に該当する行政文書として特定した文書「本件社会医療法人の社員名簿 ※〇〇〇〇、当該法人が届け出た最終の役員・社員名簿」（以下「本件行政文書」という。）のうち、社員の有無及び現住所については条例第7条第2号に該当することを理由に不開示とし、また、会計事務所又は税理士事務所の名称及びその電話番号については同条第3号アに該当することを理由に不開示とし、その他の部分を開示する部分開示決定（以下「原処分」という。）を行った。
- 3 令和元年（2019年）12月10日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して原処分を不服とする審査請求を行った。
- 4 令和2年（2020年）1月16日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によれば、おおむね次のとおりである。

本件社会医療法人の社員名簿の開示請求に対して、「社員の有無及び住所は、条例第7条第2号に該当する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため」という理由で開示請求を却下された。

この決定は、著しく情報公開制度の趣旨を無視した不当なものである。

本件社会医療法人は税法上「公益法人等」になる。そもそも公益法人において、社員名簿は「原則として、一般の閲覧に供すること」とされ、開示事項に含まれている。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第31条において、社員名簿を開示する義務があると規定されている。さらに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「公益法人認定法」という。）第21条において、「公益法人は情報開示請求があれば、社員名簿を誰にでも閲覧させなければならない」と定めている。本件社会医療法人は「公益法人等」であるため、公益法人の情報開示義務に準じ開示しなければならない。国民の知る権利は決して侵されてはならない。

また、本件社会医療法人の定款には、社員総会の決議事項が定められており、その経営・運営に関わる最重要事項決議は社員総会で行われる。公益法人等の本件社会医療法人の運営の最高意思決定機関である社員は公人である。その公益性に鑑みて民法は、公益法人は社員名簿開示義務があると定めているのである。したがって、個人情報情報を理由に開示しないという理屈は一切あり得ない。また「社会医療法人は医療法の定めに従い社員名簿を開示しない」「社会医療法人は医療政策課の管轄であり、税法とは関係ない」との理由で、情報開示を拒否することは、あってはならない。

以上の点から、本件処分を取り消しを求めるため、本審査請求を提起した。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの弁明書等での説明内容は、おおむね次のとおりである。

1 適用される法律について

社会医療法人は、医療法人のうち、医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2に規定する要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものであり、その公益性に鑑み、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する「公益法人等」として位置付けられ、法人税法等の非課税措置がなされている。

また、公益法人認定法第21条第4項の規定により、公益法人の社員名簿が原則開示とされていることから、審査請求人は、法人税法上「公益法人等」と位置付けられる社会医療法人の社員名簿についてもこれに準じて開示すべきと主張している。

しかし、法人税法は税の取扱いを定めたものであり、社会医療法人の社員名簿の開示に関しては、医療法及び条例により判断すべきである。このことについては、法人税法第2条第6号に規定する公益法人等には、一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人等多数の法人が位

置付けられており、各法人の根拠法において社員名簿について原則公開とするもの、社員に限り原則公開とするもの等の規定が置かれていることから明らかである。

2 条例第7条第2号により不開示とした情報について

役員の子員の有無及び現住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、不開示とした。

また、本件行政文書に記載されている情報のうち、社会医療法人が何人に対しても閲覧に供しなければならないものは、医療法第51条の4第2項第1号に規定する事業報告書に記載されている法人名、法人の事務所の所在地及び役員の名である。ただし、同項の規定により、社会医療法人は、正当な理由がある場合には閲覧に供しないことが可能である。

なお、社会医療法人が閲覧に供しなければならない書類のうち、誰が社員であるかが分かるものは、医療法施行規則第33条第1項第1号に規定する書類の一部にあるが、閲覧に供する際に、個人情報がある場合は必要な措置を講ずることとされている。

さらに、医療法第52条第2項において都道府県知事が請求に基づき閲覧に供しなければならない書類を規定しているが、誰が社員であるかが分かる書類は、医療法施行規則第33条の2の12第2項の規定により、閲覧の対象から除外されている。

3 条例第7条第3号アにより不開示とした情報について

会計事務所又は税理士事務所の名称及びその電話番号については、法人等の内部管理情報及び取引先情報が公開されることとなり、正当な利益を害するおそれがあるものとして不開示とした。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容等に基づき、原処分 of 妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、医療法施行令第5条の13の規定に基づく役員変更届出の添付書類として本件社会医療法人が実施機関に提出した名簿である。また、本件行政文書には、以下(1)～(3)の欄が設けられており、実施機関は原処分において、社員の有無及び現住所の情報を条例第7条第2号に該当するとして不開示とし、会計事務所又は税理士事務所の名称及びその電話番号の情報を条例第7条第3号アに該当するとして不開示としている。

(1) 法人名、法人の事務所の所在地及び電話番号

(2) 会計事務所又は税理士事務所の名称及びその電話番号

(3) 本件社会医療法人の役員の名、社員の有無、氏名及び現住所

2 原処分 of 妥当性

(1) 条例第7条第2号の該当性について

ア 条例第7条第2号の解釈について

(ア) 条例第7条第2号は、次の情報を不開示情報として規定している。

個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報等を除く。

(イ) 条例第7条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されうるような情報については、原則として不開示とすることを定めている（個人識別型）。

その一方で、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要のない情報も不開示情報に含まれることになるおそれがあることから、ただし書において、公知の情報等個人に関する情報であっても不開示情報から除かれるべき情報を例外的に開示することとしている。

なお、条例第7条第2号ただし書アにおける「法令等の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られており、請求目的等により閲覧が制限され、実質的に何人にも閲覧を認めるといふ趣旨でないときは、一般に公表されている情報とはいえないと解される。

イ 上記アを踏まえた検討

(ア) 条例第7条第2号本文の該当性の判断

本件行政文書に記載された情報のうち本件社会医療法人の役員の氏名については、原処分において既に開示されている。したがって、社員の有無及び現住所を公にすれば、役員のうち社員たる地位を有する者及び現住所が明らかになるため、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

(イ) 条例第7条第2号ただし書アの該当性の判断

特定の個人を識別することができる情報であっても、社員名簿又は誰が社員であるかが分かる情報が記載された書類が、法令等の規定により又は慣行として、何人に対しても等しく閲覧に供することとされているような場合には、当該情報は条例第7条第2号ただし書アに該当し開示することが妥当となるため、以下検討する。

a 閲覧に供する書類の根拠法について

審査請求人が主張するとおり、社会医療法人は法人税法上「公益法人等」に該当する。審査請求人は、そのことを根拠に社会医療法人は社員名簿を公益法人認定法第21条第4項の規定に準じて何人にも閲覧させなければならないため、原処分で不開示とした部分を開示すべき旨主張する。

しかし、法人税法上「公益法人等」として列挙されている法人はそれぞれ根拠法を有しており、閲覧に供する書類について公益法人認定法の適用を受けるのは公益社団法人及び公益財団法人である。一方、社会医療法人の根拠法は医療法であり、社会医療法人の閲覧に供する書類については医療法第51条の4第2項の適用を受けることとなる。

b 社会医療法人が閲覧に供する書類について

医療法第51条の4第2項に社会医療法人が閲覧に供しなければならない書類が規定されているが、その中に社員名簿は含まれていない。

また、実施機関の説明によれば、社会医療法人が閲覧に供する書類の一つである事業報告書等の中に、誰が社員であるかが分かる情報が記載された書類は含まれているが、閲覧に供する際、当該書類の中に個人情報に係る記載がある場合にあっては、当該記載を黒塗りにする等の必要な措置を講ずることとされている。

さらに、医療法第51条の4第2項によれば、社会医療法人は、正当な理由がある場合には同項で規定する書類を閲覧に供さないことができるのであるから、同項の規定は何人に対しても等しく閲覧を認めるという趣旨であるとは認められない。

c 都道府県知事が閲覧に供する書類について

都道府県知事が閲覧に供しなければならない書類は、医療法第52条第2項に規定されているが、医療法施行規則第33条の2の12第2項の規定により、誰が社員であるかが分かる情報が記載された書類については閲覧の対象から除外されていることが認められる。

d 検討結果

以上のことから、社員名簿及び誰が社員であるかが分かる情報が記載された書類については、法令等の規定により、何人に対しても等しく閲覧に供することとされていると言うことはできず、また、慣行として公にされているという事情も認められないため、原処分で不開示とした情報は、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

(ウ) したがって、条例第7条第2号の規定により不開示とした原処分の判断は妥当である。

(2) 条例第7条第3号アの該当性について

ア 条例第7条第3号アの解釈について

(ア) 条例第7条第3号アは、次の情報を不開示情報として規定している。

法人（中略）に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を

害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報（中略）を除く。

(イ) 条例第7条第3号アは、法人等に関する情報は原則として開示するが、事業活動に係る情報で、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、原則として不開示とすることを定めたものである。なお、ここでいう「競争上の地位その他正当な利益」とは、法人等の公正な競争関係における地位のほか、ノウハウ、信用等法人等の運営上の地位を広く含むものである。「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められている。

イ 上記アを踏まえた検討

会計事務所又は税理士事務所の名称及びその電話番号の欄には、特定の事務所の名称及びその電話番号の情報が記載されている。当該情報については、本件社会医療法人がどの会計事務所又は税理士事務所を選択するかという経営上の選択に関わる内部管理情報であり、一般的に公にされているとまでは認められず、これを公にすれば、本件社会医療法人の正当な利益を害するおそれがあるため、原処分判断は妥当である。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議の経過

次のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和2年（2020年）1月16日	・ 諮問（第204号）
令和2年（2020年）10月28日	・ 審議
令和2年（2020年）11月25日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和2年（2020年）12月23日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会	長	馬場	啓
会長職務代理者		徳永	達哉
委	員	井寺	美穂
委	員	甲斐	郁子
委	員	詫間	幸江